

山陰加春夫著：『中世寺院と「悪党」』：
(清文堂06年06月刊)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学日本史学会 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小倉, 英樹 メールアドレス: 所属: 和歌山の部落史・高野山文書編纂会
URL	https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/records/2003372

Title	山陰加春夫著：『中世寺院と「悪党」』（清文堂 06 年 06 月刊）
Author	小倉，英樹
Citation	市大日本史. 11 巻, p.178-183.
Issue Date	2008-05
ISSN	1348-4508
Type	Article
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

【書評】

山陰加春夫著

『中世寺院と「悪党」』 (清文堂06年06月刊)

小倉英樹

一 はじめに

山陰加春夫氏が前著『中世高野山史の研究』(清文堂出版、一九九七年)に続いて第二冊目の論文集を出版された。この論文集には、著者の悪党論に関連する論考や、近年研究の進展が著しい室町期高野山領荘園の再編に関する論考が収録されている。構成は左記の通りである。一九九六年から二〇〇四年までに公表された論文に加え、新刊紹介や史料紹介及び書評が含まれている。ここでは、第一章から第八章までの論文の内容を紹介して本書の成果を述べ、評者の関心のある第三部の寺領荘園の再編について若干の論評を加えることで書評に代えて頂きたい。悪党論については不案内なため十分意を尽くして論評することは出来ないが、著者ならびに読者諸氏のご寛恕を乞う次第である。⁽¹⁾

第I部 中世寺院の成立

第一章 中世『寺院縁起』の案出と「新事実」化―讃岐国善通寺の場合―

(新刊紹介1) 頼富本宏・白木利幸『日文献叢書二三 四国遍路の研究』

第二章 中世高野山の成立 ―『御室御所高野山参籠日記』を主たる素材として―

として―

(新刊紹介2) 矢野建彦・日野西真定『高野山四季の祈り―伝灯の年中行事』

第II部 中世寺院と「悪党」

第三章 鎌倉末期の社会変動と天野社・高野山

第四章 中世寺院と「悪党」―高野山金剛峯寺の場合―

第五章 「高野合戦」攷―鎌倉末期政治史の一齣―

第六章 正文を押領人に渡した話―紀伊国南部荘の事例―

(新刊紹介3) 根来寺文化研究所編『根来寺の歴史と美術』

第III部 寺領荘園の再編

第七章 室町初期における荘園の再編―金剛峯寺領紀伊国官省符荘の場合―

(史料紹介) 室町時代初期の高野枿について

第八章 鞆淵八幡神社の中世文書―「歩付帳」の歴史的位位置―

(書評) 鞆淵荘の調査と報告書

二 各章の内容

第一章は、旧事実をもとにした寺社縁起（寺院創始の物語）の作成と「新事実」化による権利獲得の様相から、古代寺院から中世寺院への転生を明らかにしたものである。讃岐国善通寺は、寛仁二（一〇一八）年の善通寺司解に見られる「弘法大師御建立」の寺という由緒から、延久四（一〇七二）年の善通寺司解では「弘法大師御先祖建立の道場」とされた。由緒が古く遡った背景として、東寺や近隣の曼荼羅寺より由緒が古いことを主張するためであるとする。さらに、長寛二（一一六四）年の善通・曼荼羅両寺司等解には、「弘法大師先祖の伽藍なり、建立の後、五百余歳」として創建年代を特定し、かつ弘法大師の事蹟を記した。その背景としては、善通・曼荼羅両寺の散在所領を一円化し、その領域を持統的なものにするためとする。その後も、承元三（一二〇九）年に先祖名を特定した由緒を記すなどして由緒を精緻化し、両寺に対する国衙の押妨の阻止を試み、最終的には寛喜元（一二二九）年の官宣旨によって安定的な一円寺領化を達成したとする。その背景としては、弘法大師御影の上洛が影響したとする。

第二章は、院政期に高野山がどのような構造・特質をもつ寺院であったのかを、白河上皇の皇子・寛法法親王の「御室御所高野山参籠日記」を素材に検討したものである。「御室御所高野山参籠日記」に見える高野山上での仏事を詳細に一覧化し、仏事に提供される誦経物・被物等は高野山内の金剛峯寺、大伝法院、聖集団に大きな恵みをもたらしたと、高野山参籠の目的は、王家とその一族の現世安楽と後世

善処を祈るためだったと指摘する。

第三章は、金剛峯寺の自立化を俯瞰したものである。文永一弘安（一二六四―一八八）年間頃、「惣寺」と呼ばれる自治的組織を形成し、内に向けては大伝法院方との熾烈な対立・抗争を繰り返し、上に戴く東寺一長者（金剛峯寺座主）の影響力を排除し、御影堂陀羅尼田を集積して公的な経済基盤を獲得したことを指摘している。また、モンゴル襲来における天野社の神戦が幕府・朝廷に知られるようになり、天野社神馬の拝領をめぐる金剛峯寺・天野社氏長者間の相論を経て、最終的に金剛峯寺衆徒が天野社を掌握したとする。

第四章は、鎌倉中末期に成立・展開する「惣寺」の結集と排除の論理を析出し、もって「悪党」訴訟の提起者（寺院側）の論理の図式を明らかにしたものである。金剛峯寺では、「惣寺」に結集する者を「仏弟子」とし、それに対置するものとして「惣寺」の和を乱す者、すなわち「魔党」と位置づけた。インド社会におけるアウトカースト（四姓外）とみなされる最も賤視された最下級身分の梵語は、「旃陀羅」と言う。「魔党」は、さらには「旃陀羅悪人」や「仏法・国家の大賊」であるとする認識が一般化していく。「悪党」訴訟においても、その論理が援用され、「悪党」は、「旃陀羅」や「国家の大賊」と位置づけられていくとする。

第五章は、鎌倉末期に紀伊国西北部で起こった「高野合戦」を、鎌倉幕府軍（六波羅探題使節）が「悪党」逮捕・断罪を行った「公戦」であると論証したものである。すなわち、「高野合戦」は、「寺領庄官

を追放すべき由」を記した「関東御事書」をうけた六波羅探題が、永仁二（一二九四）年七月以降から同四（一二九六）年十月以前に、六波羅奉行人や在京人（在京御家人）からなる使節を紀伊国小倉・三毛・調月・荒川・真国・阿比河の各荘園に派遣し、同地域に巣くう「悪党」を追放したとする。

第六章は、古文書学における正文の伝来過程の基本原則について、その基本原則から外れた紀伊国南部荘の稀少な事例を紹介し、改めて正文の伝来過程の基本原則を確認したものである。古文書学の学識では、正文は宛名人ではなく、訴えを起こした荘園領主など、正文の受益者が保管することが原則である。ところで、明徳三（一三九二）年九月四日に発給された紀伊国守護大内氏の奉行人連署奉書は、紀伊国南部荘の当知行人や諸給人中の宛名人に対し、南部荘領家職の年貢を高野山雜掌方に渡すように命じたものである。この文書の正文は高野山に届けられ、保管されなければならなかったが、誤って宛名人に渡ったとする。

第七章は、十四世紀末に、膝下荘園の官省符荘における大検注とそれに伴う「分田支配・分畠支配・在家支配」のシステム構築を明らかにしたものである。十四世紀末から十五世紀半ばにかけて、寺領膝下荘園において大検注とそれに伴う「分田支配・分畠支配・在家支配」が広く行われた。従来の研究は、「分田支配・分畠支配・在家支配」なる「支配」の用語に「統治する」という意味を含蓄しているが、「支配」はあくまで史料用語の意味する「配分する」という意味で捉える

べきとする。また、「分田支配・分畠支配・在家支配」システムと、それと対を成すはずの「公事・年貢収納」システムとを峻別して考察することが大切であると指摘している。官省符荘の「分田支配・分畠支配・在家支配」のシステム構築では、検注帳や検注目録の作成に基づいたこと、また官省符荘百姓等の要請により年貢収納枓が作製されたとする。

第八章は、第七章において先述した「公事・年貢収納」システムの一端を、惣有文書の頼淵八幡神社に残された「歩付帳」を素材にして検討したものである。正長元・二（一四二八・一四二九）年に頼淵荘において「大検注」と「分田支配」が行われ、長床衆と下司頼淵直景が年貢・公事を請負うこととなった。「歩付帳」は、宝徳・享徳年間頃（一四四九・一四五五）に作成された百姓直納のための「名寄帳」であるとし、百姓直納を勝ち取った頼淵惣荘の記念すべき帳簿群の一つであるとする。

三 本書の成果

成果としては、まず金剛峯寺の「自立」化と「悪党」の発生を相即的に捉えられた点が挙げられる。著者の「悪党」の理解は以下の通りである。すなわち、鎌倉中末期に夜討ち・強盗・山賊・海賊を企てる「悪党」が全国一斉に蜂起したのではなく、「悪党」訴訟とでも呼ぶべき訴え—すなわち、自己に敵対する非御家人（幕府の御家人ではない侍）・凡下（一般庶民）身分の者に、「悪党」夜討ち・強盗・山賊・海賊等の重犯罪人、というレッテルを貼り付け、その者の逮捕・断罪

を公家・武家に要請するという訴訟¹が、各地で頻発していたことが、その主要な実態であったと考えられる」（本書二二頁）とする。

永仁二（二二九四）年七月以降から同四（二二九六）年におきた「高野合戦」により、「悪党」が逮捕・断罪された。この逮捕・断罪された「悪党」が、果たして凶悪犯か政治犯かはわからないが、金剛峯寺に敵対する者は、「悪党」というレッテルを貼り付け排除されたことになる。

金剛峯寺の「自立」化や膝下荘園の領有化の表裏において「悪党」排除を捉えた点に、著者の研究のオリジナリティーが窺える。また、「悪党」をインド社会のアウトカーストである「施陀羅」と呼び、特定の被差別身分階層に重ね合わせて認識している点は、寺院内部の「悪党」認識を考える上で興味深い。

次に、既成概念にとらわれずに、史料用語である「分田支配」の語義を定義し直し、室町期高野山領荘園の再編の道筋を明らかにした点が挙げられる。従来の研究では、熱田公氏の分田支配に関する研究が通説の位置を占めていた。すなわち、熱田公氏は、「分田は定免化された年貢・公事銭の配分であるが、下地について経営を無視して入組んだ形で行われ、各知行者は、おのおの現実の所務を行った」（本書一七頁）とする²。著者によれば、この見解は基本的に長く踏襲されたとする。第七章・第八章の内容紹介で述べた通り、著者の研究の登場により通説は大きく塗り替えられ、新たな研究段階に移行したと言っても過言ではない。

これまで、高野山領荘園の研究は長らく停滞した感があった。海津

一朗氏によれば、それは、荘園史研究全般の停滞を差し引いても、史料の公開性への不安（未公開重要史料の多存）や、検証不可能な論文群の少なからぬ存在、結果として研究者を「危ない分野」として高野山領荘園から遠ざけたのであろうとする³。評者は海津氏の見方はその要因の一つであるかと思うが、熱田公氏の「分田支配」の研究も少なからず影響していると思う。つまり、熱田公氏の言う「分田支配」は、高野山領荘園の特異な支配方式であると研究者に理解され、「特殊な分野」に追いやられたことも一因であると評者は考えている。

著者の研究により、「分田支配」が高野山領荘園の特殊・特異な支配方式とする通説が改まった今、今後は、史料の公開を前提として、高野山領荘園の特質を追究しつつも、高野山領荘園を中世社会に位置付けるよう努力を積み重ねるべきであろう。評者は不十分ながら、室町期高野山領荘園における収取体系の変質から社会構造の変化を読み取る⁴と試みたが、社会構造や収取構造をより深く検討することが当面の課題であると考えている。

四 寺領荘園の再編をめぐる若干のコメント

第七章の「室町初期における荘園の再編」（初出二〇〇三年）で主に用いられている史料は、『かつらぎ町史 古代・中世史料編』（かつらぎ町、一九八三年）や、『高野山大学密教文化研究所紀要』一―三（高野山大学密教文化研究所、一九八四―八八年）に収録されている御影堂文書の検注帳類や検注目録である。一九八〇年代に官省符荘の検注帳類はほぼ

公開されたわけであるが（一部未翻刻の検注帳類は残存する）、今までこれらの検注帳類は、全面的に分析されることは無かった。それは、先述した高野山領莊園研究の停滞した理由にも関係するが、官省符莊の検注帳類が高野山領莊園の中でも膨大な量を誇り、なかなか研究者を寄せつけなかったことが大きな要因である。著者は、『かつらぎ町史通史編』執筆の予備的作業ながらも、膨大な検注帳類の分析を進め、「分田支配・分畠支配・在家支配」のシステム構築を明らかにされた。著者の労を多としたい。

「分田支配・分畠支配・在家支配」のシステム構築を分析され、配分システムのあり方を綿密に示したことは、高野山領莊園の特質を考える上で貴重である。著者は、官省符莊の「分田支配」による年貢得分の配分を一覧化して表にまとめている（本書三六頁）。その表によれば、年貢得分は、仏聖灯油田、山上山下寺社、衆徒、下級僧侶、東寺一長者側に配分されたとする。その内、著者は、東寺一長者側にも年貢得分を配分した点にとりわけ注目している。著者が主張する、鎌倉中末期に上級権門である東寺一長者からの「自立」を考える上での重要な論点だからである。

東寺一長者側への配分は、総分米高一二七〇石三斗九合七勺のうち、四〇石三斗三升三合である。著者が言うには、総分米の約三・二％しか取り分のない得分権だけの領主になったとする。さらに著者は、鎌倉後期に官省符莊の田地等の裁判権、土地の処分権が、東寺一長者側から金剛峯寺衆徒の手に渡ったことを念頭におき、応永三（一三九六）

年段階に至るや、東寺一長者側の官省符莊に対する影響力は限定的になったとも言う。たしかに東寺一長者側の官省符莊に対する影響力は限定的になったのであろうが、いつの時点で限定的になったのであろうか。室町初期の莊園再編は、延元二（一三三七）年の配分額に準じて「分田支配」されている。少なくとも、南北朝内乱期に東寺の年貢得分権を「限定」したとは考えられないのではなからうか。東寺一長者側の年貢得分権が限定されたとするならば、延元二（一三三七）年に配分額を決定した時点か、もしくはそれ以前であらう。

ところで、少なながらも東寺一長者側の年貢得分権を「維持」したまま寺領の再編がなされたことを、どのように評価できるのであろうか。著者は、論文の性格もあつてか室町初期の寺領再編に対する評価については深く言及していない。そもそも、従来の「分田支配」に関する研究の根幹は、室町初期の寺領再編を莊園領主高野山の封建化と見なせるかどうかの評価にあった。熱田公氏は、検注帳に「作」として名請けしたものは単純な階層Ⅱ小農民層をもつて貫徹していないので、高野山権力は完全に封建化していないとする。反対に、本多隆成氏は、熱田公氏の所説を批判し小百姓層を直接に把握する農民支配体制とする。^⑤今現在で言えば古典学説の論争にすぎないかもしれないが、熱田・本多両氏の封建化論争を止揚して、室町初期の寺領再編をいかに評価するかが問われているのではなからうか。室町初期の寺領再編の評価を抜きにして、新たな研究段階に移行した感は否めない。近年、中世後期莊園制論の研究は国制レベルで進みつつある。当該期の国制

と在地社会の動向を統一的に把握し、室町初期の寺領再編を評価し直すことが課題ではあるまいか。

五 おわりに

以上、縷々述べてきたが、本書の特色は、既成概念にとらわれずに手堅く論証する点にある。それが本書の魅力であり豊かな成果をもたらしている。本書の成果をどのように発展させていくかは、研究領域が重なり合う評者の課題でもある。著者の研究に学びながら今後じっくりと考えていきたい。最後になるが、誤読や誤解があることをただ恐れるのみである。著者ならびに読者諸氏のご海容を乞う次第である。

【註】

- (1) 本書評以外に、新井孝重「書評 山陰加春夫著『中世寺院と「悪党」』」〔史学雑誌〕一一六編四号、二〇〇七年、高木徳郎「書評 山陰加春夫著『中世寺院と「悪党」』」〔日本歴史〕七二五号、二〇〇七年、築地貴久「書評 山陰加春夫『中世寺院と「悪党」』」〔歴史学研究〕八三八号、二〇〇八年）等がある。併せて参照して頂ければ幸いである。
- (2) 熱田公「室町時代の高野山領荘園について」〔同「中世寺領荘園と動乱期の社会」思文閣出版、二〇〇四年 初出一九五九年〕。
- (3) 海津一朗「書評 山陰加春夫著『中世高野山史の研究』」〔日本史研究〕四三二号、一九九八年）。
- (4) 拙稿「室町期高野山領荘園における荘園制の収取体系の変質をめぐって」〔「ヒストリア」二〇二号、二〇〇六年〕。
- (5) 註(2) 熱田論文。
- (6) 本多隆成「中世後期の高野山領荘園支配と農民―紀伊国頼瀧荘のばあい―」〔日本史研究〕一一二号、一九七〇年）。

(和歌山の部落史・高野山文書編纂会)